

令和6年度 第1回 平塚市介護保険運営協議会 会議録

令和6年7月11日(木) 午後1時30分から午後3時まで
平塚市役所本館3階 302会議室

出席者(委員)

黄海委員 山梨委員 五味委員 有働委員 大畑委員 柳川委員 内田委員
小宮山委員 樽本委員 内藤委員 井上委員 船水委員

(12名出席)

(事務局)

田中福祉部長

(高齢福祉課) 大木課長

(地域包括ケア推進課) 久保課長 清田課長代理 鈴木課長代理

(介護保険課) 柏木課長 笹井課長代理 高橋課長代理 尾崎課長代理 宮田主査
岩田主任 金澤主任 佐藤主任

I 開会

II 平塚市介護保険運営協議会委員委嘱式

委嘱状の交付、委員自己紹介、事務局自己紹介、田中福祉部長挨拶

III 平塚市介護保険運営協議会について

平塚市介護保険条例及び平塚市介護保険運営協議会規則について、事務局から説明した。

IV 会長及び副会長の選任について

委員の互選により、会長を小宮山委員、副会長を内藤委員に選任した。

V 議事

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており、平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により会議は成立。また、傍聴者はなし。

令和5年度第5回平塚市介護保険運営協議会のご質問について回答。

委員（議案1について）11ページ資料で上下の数字に僅かなずれがあるが理由があるか。
（令和6年3月28日）

事務局 施設・介護度それぞれで平均値をとるため、小数点以下を四捨五入している。端数の関係で僅かなずれが生じるものである。

委員（議案5について）両交付金とも「保険者」とついている。広域連合も含め保険者は全国で1600弱と認識しているが、全国順位の母数が「1541市町村数」になっている、ということか。（令和6年3月28日）

事務局 前回「保険者順位に広域連合が含まれる」と回答したが、交付金は国から広域連合、広域連合から市町村に分配するという形になっており、保険者には広域連合は含めず、市町村ごとに全国順位が振られてるということを確認したので修正させていただきたい。

報告1 令和5年度介護保険事業の施行状況について

資料1に基づき、令和5年度介護保険事業の施行状況について、事務局から説明。

委員 まず10ページの表について、数字が年度累計か、1ヶ月平均か。2点目、特別徴収と普通徴収の割合とそれぞれの保険料収納率をお伺いしたい。3点目、男女で認定者割合に違いがあるように思うが、3ページのデータは男女別の数字は出せないか。4点目、2割負担者の増加が検討されているところだと思うが、現状2割・3割負担者の割合はどの程度なのか。

事務局 まず1点目については、延べ利用件数であり、全ての方が利用した回数の年間合計となっている。

事務局 続きまして2点目、特別徴収と普通徴収の割合については、本年3月31日現在、特別徴収が88.3%、普通徴収が11.7%となっている。近隣市と比較し、本市は普通徴収割合が高い状況である。普通徴収収納率については、現年度率が93.78%で決算となる見込

みであり、前年度と比較し0.67%増である。

事務局 3点目の男女比については把握をしていない状況である。

事務局 4点目について、令和4年8月1日時点の認定者の総数が1万1818人であり、そのうち2割負担の方が657人で全体の6%、3割負担の方が522人で全体の4%である。

委員 2ページ目の被保険者数において、外国人の増加率が高いが居住者が増えたという認識でよいか。また、介護度別の人数増加について、高齢化に伴い増加傾向ではあるが要支援2や要介護5が横ばいである理由や分析等があるか。

事務局 1点目の外国籍の人数増加については、外国籍を伴う65歳以上の方が増えてきたと分析している。

事務局 2点目、要支援2・要介護5の件については、次回までに確認させていただきたい。

報告2 居宅介護支援事業所の指定等について

報告3 地域密着型サービス事業所の指定等について

資料2に基づき、居宅介護支援事業所の指定等について、また資料3に基づき、地域密着型サービス事業所の指定等について、一括して事務局から説明。

(意見・質問) 特になし

議題1 介護予防支援事業所の指定等について

資料4に基づき、令和6年度介護保険制度改正に伴う条例改正について、事務局から説明。

委員 指定について検討とのことだが、今回の資料だけでは判断できないように思われる。必要な条件をクリアしているかどうか、どのように判断すればよいか。また、今回指定を受けるのは3事業所だが、今後さらに増加する見込みなのか。増加傾向になることが良いかどうかの判断も難しいが、数量規制のような制限を検討しているかどうか伺いたい。

事務局 今回ご紹介した3事業所については、すでに居宅介護支援の指定を受けている事業所が予防給付のケアプランも作るという仕組みであり、基本的な体制が備わっている事業所という認識である。この仕組みは、地域包括支援センター負担軽減のため、居宅介護支援事業所に対しても介護予防支援の指定をしてよいと国が決定したものである。また現実問題として、予防給付のケアプランは単価が安価なため、事業者としてもなかなか手を広げるのは難しいと考えている。少しでも地域包括支援センターの負担軽減に繋げるためご案内をしている状況ではあるが、将来的にどんどん増加、ということは想定していないところである。

委員 地域包括支援センターの負担軽減というのは理解できたが、民生委員と地域包括支援センターが密に連絡を取り合うケースが多い中、新たな事業所になることで情報の取得等で不便がないか懸念している。事業所を指定する中で、地域包括支援センターと同様に民生委員に対して十分な情報提供を行うよう周知していただきたい。

事務局 ご意見のとおり、市としては指定の際に地域包括支援センターと連携をとるよう周知する予定である。また、今回指定する3事業所の内2事業所は地域包括支援センターを運営している法人が改めて指定をとる形であり、連携については問題ないと考えている。残りの事業所についても、十分にご案内をしていく予定である。

議案2 地域密着型サービス事業所の公募について

資料8-1、資料8-2、資料8-3及び資料8-4に基づき、平塚市介護保険運営協議会傍聴要領等について、事務局から説明。

委員 基本的には高齢化率が上がるにつれて、認知症の方も増加し対応施設が足りないという認識でよいか。また、かなり先の話になるがいずれ高齢者人口が減少していく予想である中、引き際も考えたディスカッション等があるのか。

事務局 施設整備については、第106回社会保障審議会介護保険部会の方で、既存施設や事業所のあり方を含めて検討している。第10期計画以降の考え方で未確定な部分はあるが、高齢者人口が減少傾向を見せた折、ハードが乱立し維持できないといった問題を少しでも回避するため、ハードを建て過ぎない、既存施設を流用して

いくといたた国が推奨する計画案を、平塚市の計画に生かしていくよう検討している。

その他

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第9期〕）を配布した。

次回の運営協議会の開催は、令和6年11月7日（木）を予定している。

VI 閉会